

土木森林環境委員会会議録

日時 令和4年3月8日（火） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 2時22分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 猪股 尚彦
副委員長 志村 直毅
委員 白壁 賢一 杉山 肇 清水喜美男 杉原 清仁
桐原 正仁 長澤 健 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大儀 健一 県土整備部理事 清水 宏 県土整備部次長 百瀬 友輝
県土整備部技監 飯野 照久 県土整備部技監 小島 一男
県土整備部技監（砂防課長事務取扱）岩館 知哉 総括技術審査監 有泉 修
県土整備総務課長 津田 裕美 景観づくり推進室長 蛭原 秀典
建設業対策室長 小泉 治明 用地課長 柴田 克己 技術管理課長 矢野 昌
道路整備課長 秋山 久 高速道路推進課長 立川 学 道路管理課長 水口 保一
治水課長 岸川 浩 都市計画課長 伊良原 仁 下水道室長 松沢 一賀
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹 営繕課長 横山 伸二

議題

（付託案件）

- 第40号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- 第42号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第43号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第44号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第45号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

（調査依頼案件）

- 第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第35号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案

件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

会議の概要 委員会の審査順序については、まず、県土整備部関係、次に、林政部、環境・エネルギー一部関係の順により行うこととし、午前10時00分から午後2時22分まで県土整備部関係（途中、午前11時39分から午後1時15分まで休憩をはさんだ）の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※調査依頼案件

※第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（やまなし景観まちづくりモデル事業費について）

桐原委員 県土5ページのやまなし景観まちづくりモデル事業費についてお伺いをいたします。市町村が地域住民と協働で行う景観まちづくりの取り組みを支援するとのことですが、具体的な内容についてお伺いします。

蛭原景観づくり推進室長 本県の多様で豊かな景観資源を生かした魅力的な景観まちづくりを進めていくには、地域の住民の方々と合意形成を図りながら、地域の特性に応じた景観形成の方針、共通のルール、修景に関する事業計画などを定めた景観まちづくりプランを作成する必要があります。

市町村がこの景観まちづくりプランを作成するにあたって行うワークショップや計画書作成の経費などについて、経費の2分の1を補助します。また、景観に関する学識経験者を招く経費についても、150万円を上限に補助するものでございます。

桐原委員 経費の一部を補助するとのことですが、対象となる地域は幾つぐらいを想定されているのか、お伺いします。

蛭原景観づくり推進室長 市町村にお声をかけさせていただき、景観まちづくりに取り組む意欲のある3地域でモデル事業を行うことを想定しております。

その成果を、他の市町村における景観活動に展開してまいりたいと考えております。

桐原委員 もし問題なければ、その3地域を教えていただきたいと思います。

蛭原景観づくり推進室長 予算を御承認いただいた後に選定させていただければと考えています。

桐原委員 地域住民が主体となって取り組む景観まちづくりには、中心的な役割を担う人材の育成が重要であると考えますが、この点についてどのような取り組みを行っているのか伺います。

蛭原景観づくり推進室長 これまで、県内各地で景観まちづくりの活動において中心的な役割を担う人材を確保するため、景観技術の取得や先進地視察、また、ワークショップの演習などの内容の研修を行ってまいりました。その結果、108名の地域景観リーダーを育成しているところでございます。

また、この地域景観リーダーのさらなるスキルアップを図るため、定期的に景観に関する専門家を講師に招き、地域景観リーダー講習会を開催しているところでございます。

（空き家対策総合事業費について）

志村副委員長 県土69ページ、空き家対策総合事業費について何点か伺います。

平成30年の住宅統計調査では、全国の空き家が848万9,000戸で、山梨県に関しては21.3%でした。その前の調査でも空き家率ナンバーワンで、住宅ストックに対して非常に空き家が多い状況です。空き家対策特措法でも、空き家のうち倒壊の危険性があるものや、長い間放置をされて著しく衛生上問題があるものに関しては優先的に対応する必要があるということで、実質は市町村でやられているかと思いますが、県としてこれまで空き家対策にどのように取り組んできたのか、まずお伺いしたいと思います。

久保住宅対策室長 委員御指摘のとおり、危険な空き家につきましては優先的な対応が必要だと考えてございます。

県では、空き家対策の実施主体である市町村に、倒壊等の危険がある特定空き家等に対する指導手順マニュアルを作成し、提供をしてきたところでございます。

こういった技術的な部分で協力をしていること、また、空き家の除却等の費用につきましては、国と連携をした補助制度を立ち上げ、財政面での支援を行ってきたところでございます。

そうした結果もございまして、これまでに倒壊等の危険のある特定空き家を95件認定し、そのうち実際除却に至ったのは46件でございます。

また、その間、除却が進んでいない部分も数字として出てきますが、これらにつきましては、現在所有者の特定、除却に向けた指導など、市町村において取り組んでいるところでございます。

志村副委員長 承知しました。今回少額ですが、新しい事業もあります。なかなか特定空き家を認定して除却まで持っていくのは、実際、そのプロセスも含めて非常に大変だと市町村の取り組みを見ていると感じています。

そういう中で、今回の新たな事業も含め、空き家対策に取り組むことは、県としても、全国の空き家率ナンバーワンを少しでも解消していきたいと思っておられるのですが、どのような視点で予算計上しているのか、お伺いしたいと思います。

久保住宅対策室長 我々といえども、空き家対策をいろいろな視点から進めていかなければならないと考えてございます。

そういった中で、先ほど委員からもデータのお話でしたが、持ち家を世帯別、構成別にまとめた国の統計調査結果がございまして、これを見ますと、県内の持ち家では65歳以上の高齢者のみの世帯が全体の3割を占めている状況でございます。

また、住宅の相続は一般であれば父から長男に引き継がれるのは田舎や地方ではよくある話かと思いますが、そういう一般的な話の中で、住宅を相続する約2割の方が、最終的に相続の手続をしていないという調査結果もございます。

こうしたことから、将来的に所有者不明などの相続問題によって管理が行き届かない空き家の発生につながるのではないかと考えてございます。

このため、こうした空き家の発生予防策の一つといえまして、建物所有者が元気なうちに、管理や処分について家族や親族に託すことができる民事信託制度の活用が有効ではないかと考えたところでございます。

しかしながら、民事信託制度は、県内においては、余り知られていない状況であるため、司法書士会などと連携をいたしまして、制度の周知を図ることとしたものでございます。

あわせて、民事信託制度に精通した専門家も育成する必要がありますので、実務に関する専門的な研修会を開催していきたいということで計上させていただきました。

志村副委員長 住生活基本計画という今年度から令和12年度にかけて10カ年の計画を私も拝見しました。私の地元にも、長年放置されて、今は特定空き家制度がありますので除却までもっていったかと思いますが、なかなかそこまでいかない事例があり、それを私も見てきたので、できるものは確実にやっていかないと空き家がふえる一方で、新たに景観も含めてまちづくりをやっていこうというときにハードルになってしまうと感じています。今回、住生活基本計画の中でも、令和9年度までに200件、危険度の高い空き家、除却された件数を想定して、年間25件なのかなと思いますが、今回この民事信託制度も含めて、空き家対策を一層進めていただきたいと非常に期待しています。この取り組みと、それからまた市町村も支援していただく、それからその相続等の相談にも乗っていただくことで、実効性のある形で進めていけると期待してよろしいでしょうか。その辺の御見解を伺って終わりたいと思います。

久保住宅対策室長 まず、今回の事業でございますが、民事信託制度は、それぞれ個人が持っている大事な財産を必要な範囲に限定して、信頼できる家族や親族に託すことで、本人が希望するタイミングで管理・運用・処分をしてもらう制度でございます。

こういった制度を今まで知らなかった方が理解していただくことによって、財産管理の選択肢がふえるので、万が一の財産運用に対し、備えやすくなると考えてございます。

こういった制度を活用されることで、所有者不明や相続問題により放置された空き家の発生抑制にもつながっていくことが期待できると思います。

また、これ以外の部分につきましても、市町村と連携しながら空き家対策に取り組ん

でいく考えでございます。

（リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費について）

小越委員 県土10ページのリニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費10億5,500万円についてお伺いします。

リニアの建設をめぐっては、2027年までには無理ではないかという話もあります。そうしますと、今後工事もふえていくのではないかと思います、その辺の見通しはどうなっているのでしょうか。

秋山道路整備課長 リニア中央新幹線建設工事発生土処分受託事業費の約10億円につきましては、リニアの発生土の一部を県の道路の盛り土工事の一部として活用させていただくことでございますけれども、補正のときに少し説明いたしました、災害による手戻り工事もあったりして、もともと全体としては67億円でJRと協定していますが、既に水路の工事概要に変更部分もありますので、額としては増額することも想定しております。

小越委員 2月補正で繰り越しを約5億円したと思いますが、今回も10億円ということで、繰り越しと合わせて15億円になります。リニアのトンネル工事が静岡県側も含めて進まない中で、今後、この発生土砂はふえていくのか、どのくらいまでかかるか、今後の見通しはありますか。

秋山道路整備課長 発生土量につきましては、リニア本線の工事につきましては所管していないので、わかりませんが、受け入れ土といたしましては、120万立米を受けることで協定をしておりますので、それがふえることは今のところはございません。

受け入れ時期ですが、現在、今回の10億円につきましても、盛り土を120万立米受けるための基礎部分をやっております。具体的には、早川本川の高さ10メートルにわたる護岸工事、それから、その裏に盛り土を受けるための約18メートルの補強土壁工、その上に約60メートルの高さの盛り土を盛っていくと。あと、なおかつ2つの大きな沢を埋めるので、その付けかえのための水路工事がありますので、今回の10億円につきましては、その護岸の残りの部分、それから補強土壁工の残りの部分、さらには沢を付けかえる、埋めるための仮設水路がありますので、来年度は10億円を計上しているところでございます。

小越委員 見解の相違かもしれませんが、見通しもなくリニアの建設工事の発生土砂頼みでやっていることになりますので、リニアがどうなるかわからない中、大きな数字を盛り過ぎだと思えます。

（高規格道路促進調査費について）

次に、県土18ページ、高規格道路促進調査費について、先ほど御説明の中で、調査検討するとのことですが、具体的にどこを調査検討されるのでしょうか。

立川高速道路推進課長 具体的な調査項目でございますが、まず未事業化区間におきましては、中部横断自動車道の長坂・八千穂間、それと新山梨環状道路北部区間で未事業化、ミッシングリンクとなっております桜井・牛久間の計画の促進になります。

加えて、事業中の区間におきましても整備促進ということで、新山梨環状道路の西側の牛久・宇津谷間、それと東側の広瀬・桜井間、合わせて昨年4月に開通いたしました須走道路・御殿場バイパス、昨年8月に供用いたしました中部横断自動車道の山梨・静岡間の整備効果の検証なども行ってまいります。

小越委員 中部横断道長坂・八千穂区間、それから新環状道路北部区間については、建設の是非をめぐって反対の声も大きく広がっていると思います。調査検討で具体的にどのようなことをするのですか。

立川高速道路推進課長 長坂・八千穂間、あるいは新山梨環状道路北部区間でございますけれども、現在長坂・八千穂間につきましては環境アセスメント、あるいは都市計画の手続を進めております。当然、地元の御意見も踏まえながら、丁寧な説明を重ねまして先に進めていくこと。また、環状道路の北部区間につきましては、先ほど御説明しましたとおり、現在整備中の区間が2区間ありますので、整備促進を図りながら、一方では地元の皆さんからは、未事業化区間の早期事業化を要望している声も聞かれますので、甲府市が会長になっております地元の期成同盟会とともに、整備促進の取り組みをしていきたいと考えております。

小越委員 長坂・八千穂区間については、ルートの問題や環境アセスの問題、反対の声も非常に広がっております。それを進めること自体が、私は県民の声を取り入れていないと思っております。

環状道路につきましては、そもそも目的が山の手通りの渋滞緩和でしたが、だんだんリニアのためみたいになってきて、推進をお願いしている方もいるかもしれませんが、推進しないでくれという声も非常に広がっております。

そもそも渋滞緩和という最初の目的から大きく変わってきている中で、環状道路をつくること自体が大きなお金がかかりますし、私は反対していきたいと思っております。

以上、リニアの問題と高規格道路、ここは反対したいと思います。

（道路修繕費について）

もう一点、県土の19ページ、道路修繕費についてお伺いします。

前年度の約45億円から令和4年度は約62億円と大幅にふえますが、どうしてでしょうか。

水口道路管理課長 増額理由ですけれども、今回、国の有利な事業債であります緊急自然災害防止対策事業債を活用いたしまして、舗装補修を進めることとしてございます。その費用として15億円を計上してございますので、ふえている状況です。

小越委員 たしか、11月補正でも観光地の道路修繕で、大幅に予算を計上されて、今回はその11月補正の観光地の道路修繕とは別なのか。観光地の道路修繕はどのくらいまでいつているのか、お伺いします。

水口道路管理課長 コロナ収束後の観光地ということで11月補正では上げさせていただきました。今回は、この事業債が活用できるところに制約がございまして、緊急輸送道路とか、国の5カ年加速化対策の関連事業に充当できるようになってございます。前回できなかったところを、今回計上しているところでございます。11月の補正予算につきましては、ほとんど発注の手続が済んでいますので、実際の工事は来年度中には確実に終わる予定でございます。

小越委員 皆さんから大きな期待があつて、道路が傷んでいるところが修繕されてきれいになるのではないかと、通りやすくなるのではないかとという声が非常に大きくなっています。観光地のところは、ほぼ発注してきれいになるということですが、今回の新年度予算では、それ以外のところも含めて、住民の皆さんの声を広く集めて、早急をお願いしたいと思います。

（県単独河川維持修繕費について）

もう一点、県土の31ページ、県単独河川維持修繕費についても、今年度は大幅にふえまして、来年度も25億円で大幅にふえますが、これまでの河川維持の実績をお伺いします。

岸川治水課長 平成30年以降、しゅんせつを主にやっておりますけれども、令和4年1月末現在で、伐木、しゅんせつ、154河川、延長で345キロメートルをやっております。

小越委員 特に河川の草刈りや、しゅんせつなどは、住民の皆さんから非常に喜ばれている事業だと思っております。

来年度も同じようにしていただきたいと思いますが、来年度は今年度と同じ程度やるのか、それとも新しくできるのか、しゅんせつはどんどんたまっていますので、経常的な経費として維持していただきたいと思いますが、いかがですか。

岸川治水課長 委員の言われたとおり、しゅんせつというのは、1回やれば終わりではなく、一雨一洪水来れば、またたまってしまうので、日々パトロールしながら、緊急性の高いところから順次やっていきたいと考えており、必要な予算は確実に確保していきたいと考えております。

討論

小越委員 先ほどお話ししましたリニア中央新幹線建設工事発生残土処分受託事業費、それから高規格道路促進調査費は、住民の反対の声もありますので、私は反対したいと思います。

採決 採決の結果、起立多数で原案に賛成すべきものと決定した。

※第35号 令和4年度山梨県流域下水道事業会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※付託案件

※第40号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑・討論

小越委員 資料4ページに、対策による事業効果・受益者が比較的限定されるとありますが、受益者とは誰ですか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 住民及び市町村でございます。

小越委員 そこに住んでいる方、また、当該市町村が益を得ることだと思いますが、当事業は人家とともに区域内の重要インフラも併せて保全することから、地域の防災・町づくりに密接に関係しているとありますが、県が進める防災・減災対策とも関係するのではありませんか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 例えば、砂防課が所管しております防災・減災事業につきましては、今回の崖崩れ対策のほかに、土石流対策、地すべり対策がございます。これらにつきましても、法令上、受益者の負担が明記されてございます。ただ、先ほど申しましたように、どうしても被害のある範囲、事業効果は比較的限定されることから、地方財政法の第27条の第2項において、被害範囲が大きい場合、事業効果が広い場合には、受益者負担を求めないという条項がございます。それらを鑑みて、この事業においては、受益者負担を市町村にお願いしているところでございます。

小越委員 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第23条に、都道府県は、都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、当該都道府県営工

事に要する費用の一部を負担させることができると書いてあるので、できるということは、させなくてもいいと考えてもいいですね。

岩館技監・砂防課長事務取扱 当県におきましては、市町村に密接に関係する事業ということで、受益者負担につきましては、地財法に基づいて市町村から負担をいただいている状況でございます。

小越委員 今、防災・減災対策は急がれますし、負担させることができるとは、逆にいえば、受益者の方々が広がりますし、地域の防災・町づくりにも密接に関係しているのであれば、市町村ではなく県が直轄でやるべきものであり、市町村会からも負担が重いという要望もあります。全国的にも自治体から負担金の割合を下げしてほしいという声もありますので、当事者の市町村が同意したというよりも、県から、これは県が負担しますよと言うべきものであり、私は、このことについて反対いたします。

白壁委員 基本的なことをきちんと答えないといけない。

例えば、急傾斜のところには1件の個人の家を建てるときは個人の負担。だけど、そこが10戸以上の場合には、国のいわゆる公共としてやってくれる。それ未満のときは、準公としてやるしかない。そのときには予算が1億円ちょっとしかないから、段階的にやらなければならない場合もある。そういうときには、強靱化のお金があるから、そちらを使うほうがいいのではないのかって言っていると思うんだよね。強靱化は補助率が半分だよ。だから、その辺をきちんと説明しないとよくわからない。市町村が負担すべきものと、個人が負担すべきものがあるんだよね。それを明確に説明しないとよくわからない。例えば10戸以上で、その下に個人の家があるからと言って、個人に負担金を求めることは今まで一度もないからね。

そういうところをきちんと言わないと、何となく個人で払わなければならないと捉えられるから、そこをしっかりと説明するべきだと思うよ。

岩館技監・砂防課長事務取扱 まず、崖の対策につきましては、そもそもは崖の所有者がされる対策でございます。それと、県と国と市の立場でいいますと、いわゆる国の補助事業で対策ができる事業につきましては、人家が10戸以上、それ以下の場合は基本的には県が行う事業となっております。

さらに、人家が5戸未満のものにつきましては、急傾斜地とも関連しますが、市町村にて必要な場合は対応を行うこととなっております。5戸から10戸の間は県単事業で行うものでございます。

また、今、市町村に負担金を求めています、やはり負担金自体は低減させたいという思いがございます。県としては、国により負担割合が定められておりますので、全国の都道府県が会員になっている全国地すべり・崖崩れ対策協議会を通じて、毎年国に対して負担金の低減要望を行わせていただいています。

引き続き、負担金の低減に向け、他の都道府県とも歩調を合わせて国に働きかけてま

いりたいと考えております。

白壁委員 強靱化との関係はどのようになるのか。今言っているように、個人がやるのではなくて、県の責任、市町村の責任だから、県であれば県単独事業のいわゆる準公でやる。そうすると強靱化のお金でやるべきではないかって言われているわけだよ。だから、個人負担は一切出さない。後で調べたら、このところがレッドに入ってしまったから個人でやらなければならないというときもあるけれど、強靱化の取り扱いはどうなるのか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 砂防事業、急傾斜事業に関していうと、5カ年加速化対策、いわゆる起債の充当率は一般よりも高くなってございます。

白壁委員 個人でお金を出すのではなくて、そういったものを使うことはできないか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 国の事業の採択において、補助する額は、受益者の負担金を除いた額に対して補助をする制度になってございまして、5カ年加速化対策で起債に充てるなどができればいいのですが、制度上はできない形になってございます。

採決 採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第42号～第45号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第4号議案「山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件」及び第7号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について、当委員会の所管に関わる部分の説明が行われた。

質疑

（流域治水について）

杉山委員 流域治水について質問させていただきたいと思います。

県は、流域治水という考え方で進めていると承知していますが、流域治水とは、あらゆる関係者が協働して流域全体で治水を進めるとのことですが、具体的にどのような考

え方で、どのような施策を進めていくのか、御説明していただきたいです。また、今回の当初予算にどのように反映されているのか、お聞きしたいと思います。

岸川治水課長　今、委員が言われましたように、流域治水においては、河川管理者だけではなく、流域のあらゆる関係者、当然、地元自治体、そこに住んでいる住民の方、さらには企業の方々、あらゆる関係者が協力して被害をいかに軽減させていくかという取り組みが大事でありまして、ハード・ソフトの両面から対策を行うことが大事だと考えております。

現在、モデルとなる4つの流域で検討会を設置しておりまして、それぞれ流域ごとに特性がありますので、それを踏まえた具体的な対策を進めているところであります。

治水課の所管する予算としては、川幅を広げる、河川改修を推進するためのハード整備の費用、それからソフト対策として、県民の安全な避難行動につなげるための、例えば河川監視カメラのデジタル化や河川情報の充実などのソフト対策、あわせて、広く県民の皆様に流域治水を理解していただくために、流域治水についてわかる動画を作成して、移動教室や出張講座で使える予算も計上しております。

杉山委員　今、異常気象で大変な豪雨が毎年起きる状況の中、去年、会派の視察で広島県へ行かせていただいて、そこではバーチャルリアリティという機器を使って、本当に目の前で災害が起きているような体験をして、先ほど言われたソフト面で本当に有意義なものだという感じをしながら帰ってきました。県としては、そういったことはどうでしょうか。せっかくこういう対策をソフトの面から進めるのであれば、もう一歩進めてやられたほうがいいかと思いますが、いかがでしょうか。

岸川治水課長　来年度、周知のためのいろいろな取り組みの中で、地域や家庭で流域治水を身近な話題として日ごろから話ができる内容の動画を作成し、まずは皆さんにわかっている。

その中で、今言われたようなバーチャルリアリティ、VRといわれているものを、今後、可能であれば取り入れながら、実際に洪水が起きたときにどうなるのか、より身近に感じていただける取り組みができれば、流域治水の対策について理解しやすく、皆さんで協力していこうという考えも起きるのではないかと考えております。

杉山委員　そういったソフト面の充実をぜひ図っていただきたいことと、広島県の災害の現場を見ました。あるいは、去年の熊本県の球磨川の流域の災害を目の当たりにすると、ハード面の充実は欠かせないと改めて感じます。

例えば、桂川は、都留、大月の辺はとても深いところ、急峻なところを、ある程度大きい川が支流として何本も流れ込んでいる地形のところ、去年の熊本県の災害を考えると、支流の災害が本流に影響するとなると、桂川流域は、ハード面の整備が欠かせない地域だと思います。

例えば、都留市もかなり深いところを桂川は流れていますが、現在、都留市内のそういった整備はどのような状況なのか、教えていただきたいと思っています。

岸川治水課長 今、委員が言われましたように、全国で中小河川の被害は顕著になってきております。県でも今整備計画を進めながら、計画上、大体50キロメートルを予定していますが、約58%の29キロメートルの整備が進んでいます。まだおこなっていますので、5カ年加速化対策を積極的に活用して、中小河川の整備も進めていきます。

桂川は、台地の下を流れていますけれども、そこに入ってくる支川は台地の上を流れる河川がたくさんあります。その周辺には、家や工業団地が建ち並んでおりますので、その洪水対策を進めることは、非常に重要だと考えております。

今言われた河川の中で、都留市の井倉地区を流れている朝日川があります。その周辺は都留バイパスの建設や、土地区画整理事業で市街化が進んでいる状況になっておりますので、県では、令和2年に川幅を広げるための新規計画を、国の認可をいただき、来年度から工事に着手する予定になっております。

それから、河川を広げるだけでなく、河川にたまった土砂の撤去、支障木の伐採、そういう維持管理もやっていくことが非常に重要だと考えております。その中で、都留市におきましては、鹿留川ですが、本年度に引き続き、来年度もしゅんせつを行っていく予定になっております。

杉山委員 順次、ハード面の整備を進めていただきたいと思います。都留市内に本当に何本も支流があつて、未着工、未整備の河川もありますし、大畑川はヘリポートが河川のすぐ横に設置されていて、その横には何十年も前の古い護岸が積んであつて大分壊れかけしているところもあつて、都留市内に限らず、恐らく桂川流域にはそういったところが数多くあると思いますので、当然予算の関係はありますが、水害は、一旦起きると本当に甚大な被害が起こるので、ぜひきめ細かに見ていただいて、流域治水の考え方に沿ってハード・ソフト含めて災害が少なくなるように努めていただきたいと思います。

（建設業界における女性の活躍について）

志村副委員長 きょうはたまたま3月8日で、国際女性デーです。この土木森林環境委員会で、昨年の5月の県内調査で、けんせつ小町の方々と意見交換をさせていただいて、非常に有意義な時間であつたと思っています。

また、私の地元の建設業の方の中でも、女性の社員でグループをつくって、いろいろな取り組みを何年もやっている事例もありまして、建設業界の若手や女性の担い手を確保していくことは非常に重要なテーマだと感じています。

そういう中で、昨年3月に、建設産業担い手確保育成アクションプランを県土整備部が連携会議で策定をされ、取り組んでいると承知をしていますが、令和3年度は取り組みの初年度で、意見交換会を開催されたようですが、状況を教えていただきたいと思います。

小泉建設業対策室長 女性技術者との意見交換会を3校で実施をさせていただき、1つが甲府工業高校、次に青洲高校、青洲高校においては、土木工業科以外の商業科の生徒さんも簿記などを習っており、事務職で就職したい方がいらっしゃいますので、参加しています。もう一つが、富士北陵高校の建築デザイン系列の生徒を対象に意見交換会をやっていきます。

また、建設の学科、系列、普通科、商業科などを対象に建設産業説明会を9回程度実施し、その中で、けんせつ小町の方にも来ていただいて、女性の活躍などをアピールしていただいております。

志村副委員長 やっぱ女性技術者がまだ少なくて、工業関係の学生、生徒の中でも女性はまだまだ少ないのかなと思います。アクションプランは3年間なので期待しております。来年、再来年と継続的に鋭意進めていただけたらと思います。

あわせて、このプランによると、連携会議を年二、三回は開催することになっていますが、こちらの連携会議の開催状況はわかりますか。

小泉建設業対策室長 11月に第1回目を開催いたしまして、今年度の進捗状況を確認しております。コロナがありましたのでおくれております。3月25日に第2回目を開催し、令和4年度のアクションプランについて改訂を行う予定でおります。

志村副委員長 連携会議のメンバーに、企業の女性技術者、それから行政の女性技術職、県立高校の女性教員が入っているとのことですが、行政の女性技術職は、割合としてはどのぐらいいらっしゃるのですか。

小泉建設業対策室長 10人から20人です。

志村副委員長 多いからいいとか少ないからいいということではなくて、やっぱり現状はどう見ても少ないと思います。門戸が狭いというよりは、そもそも技術者の方に女性が少ないので、これをどう広げてくかという意味で、若年の生徒、若手の技術者を育成していく中に、女性も育成していくことが大事かなと思っています。

意見交換で、例えば高校に行かれますよね。そこで、中には、この連携会議は女性教員となっていますが、多分女性の方に言わせると、女性も入っていたほうがいいですが、男性も入っていて、女性が考えていることを、しっかり受けとめていただくことが大事かなと思うので、会議体としては、男女が交ざって、女性の意見を男性もしっかり受けとめる環境があるのか、その辺はいかがですか。

小泉建設業対策室長 女性の活躍推進会議というのをやっておりまして、それには建設業の技術者、測量設計協会、造園協会、公務員、けんせつ小町のメンバーなどが入っています。また、若手技術者の中にも数名の女性技術者の方が入って、男性と一緒に議論をして課題は何か、こういうことをやったほうがいいのかという話し合いをしております。

志村副委員長 今年度は、議会でも男女共同参画が非常にいろいろな議論のテーマになって、部局横断的に男女共同参画の取り組みを進めていかなければならない中、どうしてもイメージ的に建設業界は女性が少ないと思いますので、そこに女性が入っていくこと自体が大変なことも多々あるかと思っています。そういうときに女性だけを集めて何かすることにな

らないように、男性も女性のリクエスト、課題、悩みを受けとめながら、建設産業の担い手をしっかりと確保していける方向性で、今後も取り組んでいただきたいと思います。

（柏尾交差点の渋滞状況について）

桐原委員

峡東地域は、ブドウ、桃などの生産量日本一を誇る果樹王国であり、秋の収穫シーズンを中心に県内外から多くの観光客が訪れます。また、私の地元である甲州市には、多くのワイナリーや寺や温泉などがあり、これらをめぐる楽しみ方も観光客にとって大きな魅力となっています。

また、今コロナで観光客が少なくなっていますが、ハイシーズンには、交通量が大変多くなっていて、そんな中でも、今、峡東地域では西関東自動車道や勝沼バイパスなどの整備が進んでいて、以前よりも観光客が快適に周遊できる環境が整いつつあると思っています。

そんな中で、国道20号と県道塩山勝沼線が交わる勝沼地内の柏尾交差点が、ハイシーズンの週末などには中央自動車道勝沼インターに乗る車で大変な渋滞が起きているという声を聞きます。

そこでまず、この柏尾交差点の渋滞状況について、県としてどのように把握をされているのか、お尋ねをいたします。

秋山道路整備課長 柏尾交差点は、勝沼インターチェンジをおりて、大月方面に向かうと、勝沼大橋がありまして、その東詰めの交差点になります。旧20号と新20号、勝沼バイパスをあけたところの交差点でおわかりかと思いますが、その交差点は、勝沼インターチェンジから来た観光客が主に勝沼や塩山、あるいは山梨市へ向かうための玄関口となる交差点でございます。

特に、休日の行楽シーズンのピーク時には渋滞をする交差点でございまして、昨年、峡東建設事務所で、観光シーズンのピーク時に混雑していることは承知しておりましたので、人が集まる日を特定して、9月の3連休の中日に交通量調査を行っております。

その結果、県道側につきまして、最大で1キロメートルを超える渋滞長が発生していること、あわせて、帰り、県道側から来た車が、勝沼方面が右折になりますけれども、右折の割合が6割ということで、非常に観光者の車両に片寄った交通が集まっている、渋滞する交差点だと承知をしております。

桐原委員

あそこは広げるにもかなり知恵が必要ではないかと思ひますし、何か一つの対策をしたら解消できるような部分でもないの今日まで至っていると思ひますが、ぜひこの渋滞対策を、例えば土曜日、日曜日は近隣の方は外に出られない状況で、その地域外の方もいろいろなところからあそこに集合してしまうので、大和地域にも行けない状況が起きている現状です。

ぜひ、この渋滞対策の解消に向けて取り組んでいただきたいと思います、この点についてはいかがでしょうか。

秋山道路整備課長 渋滞する原因が、ある程度明確になっておりますので、基本的には、信号処理を含めた交差点の容量が足りない状況にありますので、まずは右折レーンを含めて付加車線を入れるようなハード整備の設計を現在進めているところでございます。

桐原委員 ぜひ渋滞解消に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

秋山道路整備課長 特に柏尾交差点は、急峻な場所で地形も厳しいところで、その中で付加車線をつけるとなると、どうしても山を切ったり、民地の御協力をいただくことで、非常に時間がかかることが想定されます。例えば、信号のサイクルを曜日でかえられないかとか、これは警察の所管ですが、そういった協議をしたり、あとは柏尾交差点への集中が原因ですので、勝沼インターチェンジに行ける手法、ルートが幾つかありますので、もう少し観光地の中心部から、そちらのほうに誘導できるようなソフト対策もあわせて、施策として進めていきたいと考えております。

（富士河口湖町のキャンプ場の建設について）

小越委員 他部局にまたがるかとは思いますが、県土整備部としてのお考えを聞きたいと思っています。

今、新聞・テレビでも建設をめぐる大きな問題になっています富士河口湖町のキャンプ場のことについてです。

建設をめぐる住民から不安の声が出ていると新聞やテレビでも報道されていますが、県として、このような状況をどう考えて、何か対応を考えているのか、まず伺います。

岩館技監・砂防課長事務取扱 砂防課で進めております土砂法につきまして説明させていただきます。

土砂災害防止法につきましては、その土地が本来持っている危険性をしっかり示す。リスクの範囲をお示しする。その上で土砂災害が発生した場合、警戒避難体制を進めるとともに、特に危ない場所、土砂が到達して家が壊れてしまう場所につきましては、住宅の新規立地等を抑制するようなソフト対策を行うこととなってございまして、県土整備部では、法律に基づく技術基準に基づきまして調査を行い、土砂災害が生じ得る最大の危ないエリアを土砂災害警戒区域として指定しまして、市町村においてハザードマップの作成、または訓練実施などをしていただく。警戒避難体制の整備を進めていただく。

また、そのリスクエリアの中でも、特に危ない場所、家が壊れて人がなくなってしまう場所につきましては、特別警戒区域に指定しまして、県土整備部におきまして建築物の構造規制や宅地の分譲、要配慮者利用施設の開発について許可制としております。

私権の制限につきましては、最小限とすべきとの観点もございまして、県への許認可が必要となる行為といたしましては、土砂災害防止法第10条及び施行令第6条で、まちづくりに密接に関係します宅地の分譲や、学校や幼稚園、医療施設などの要配慮者利用施設の開発行為が対象と定められておりまして、報道にあるキャンプ場の開発行為は該当しておりませんで、許認可申請は出されておられません。

（「面積もあるだろう」の声あり）

岩館技監・砂防課長事務取扱 当法令では面積要件は特に関係ございません。定められているのは、要配慮者施設等の開発行為についての許認可でございます。今回の行為について、許認可は出ておりませんが、地域住民の方々から心配の声が上がっていることを踏まえまして、開発業者に対しましては、区域の詳細をお示するとともに、まずは地域住民の方に丁寧などうかを説明さしあげるべきだという助言をさせていただいているところです。

加えまして、町からも業者に対しまして地域住民への丁寧な説明実施を働きかけていただこう、伝えているところでございます。

小越委員 県土整備部とすると、ここまでかもしれません、県としても、住民が不安を感じていることを確認していると今、話がありました。法律上は、許認可の範囲ではない。許認可でストップをかけることができない話だと思いますが、そうは言いつても、テレビや新聞で急傾斜地のところで木を切ったり、すぐ近くに家があったりするのを見ると心配です。

県とすると、土砂災害警戒区域とか、イエローゾーンかどうかとか、何の説明もないという理解ですか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 許認可は出ておりませんが、先ほど当方から警戒区域等の詳細をお伝えしたと言いましたが、業者からは実際、どのような箇所なのか具体的に教えてくれという問い合わせ等はあるところでございます。

白壁委員 開発行為について一定の面積がある。ただ、砂防の関係がない。

それともう一つは、イエローのところを外してある。それと、開発面積のところを外すために分割した。だから少し悪質なところもある。ただ、地主がたまたま地元議員で絡んでいるから、今しっかりと指導している。

出先も現地を確認に行った。現地の指導もしている。ただ、県の範疇から逸脱している部分もあって、いろいろ騒いでいるけれど、なるべく抑えるように指導しながら、業者にも説明会をして、しっかり理解をしてもらって進めている。出先が入ってしっかり調整しています。

猪股委員長 今、白壁委員が答弁したことを受けて小越委員どうですか。

小越委員 私が聞いているのは白壁委員ではなくて、県としての考えです。白壁委員は白壁委員で御意見があるかもしれませんが、県として、これは心配な案件だと考えていることは大事な話だと思います。県は知りません、関係ありませんではなくて、やっぱり県としても町と調整しながら、不安の案件をどうしたらいいか考えなければならぬと思います。

そういう中で、今まで、県に業者、町からどのような情報があつて、どのような話をしたのか、これからどうしようとしているのか。白壁委員ではなくて、課長からお答えください。

岩館技監・砂防課長事務取扱 業者からは、開発を行う場所が具体的にイエローゾーン、レッドゾーン、どのような場所かという問い合わせがございましたので、図面等でお示しさせていただきました。趣旨は、それをしっかり見て、自分たちが実際つくろうとしているものの設計書と照らし合わせつつ、そういったものを使って住民の方に、私たちがつくろうとしているのはこういうもので、ここは外すといたした説明をいただきたいという思いから、権限はないですが、しっかり住民に説明されたほうがよいと助言させていただきました。町からも業者に対して、まずはしっかり住民と意見交換をしてほしいと県と同様の働きかけをしていただいた状況です。

小越委員 県とすると、できる範囲のところは手をつけていっちゃるという姿勢かと思います。これ以上は法律のこともあるかもしれませんが、そうは言っても、周辺住民の皆さんの気持ちもありますし、熱海の盛り土のこともあります。太陽光パネルも、最初は規制を逃れてやったけれど、こうなってしまうことも含めると、今後、もしかしたら1ヘクタール超えなかったらいいじゃないかって、どんどん規制を逃れてくる可能性もなきにしもあらずだと思います。

今回は、県も町や業者に話しかけをしているのは当然ですが、ある一定の縛りをかけるとか、なにか条例とか、もう少しこういうときにはこうしたほうがいいのかも考えることも含めて検討されるべきであると思いますが、いかがですか。

岩館技監・砂防課長事務取扱 県土整備で所管している土砂災害防止法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、リスク範囲を示す警戒避難体制を整備することで、制限行為をかける行為は、あくまでも要配慮者施設等の開発に限り、面積要件等はございません。

それと、各種開発の規制ですが、一般的には届け出がなされ、審査されるものと思いますので、引き続きそういった所管部局とも連携しながら、意見交換を交わしながら、特定開発行為、許認可の漏れがないように、警戒避難体制の周知徹底に取り組んでまいりたいと考えております。

小越委員 この問題は県土整備部だけでなく、ほかの課にもまたがる話だと思います。県としてどう考えるのか、業者や住民、それから町も含めてこの問題を人任せにせず、県も主体的に取り組んでいただいて、住民の不安がこれ以上増さないように、ときにはストップを、それから説明をしっかりとるように、そういうことも含めて助言いただきたいと思っています。

岩館技監・砂防課長事務取扱 砂防課の責任の範囲におきまして取り組んでまいります。

その他 ・ 3月9日に林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行うこととされた。

以 上

土木森林環境委員長 猪股 尚彦